

いちよし・インベスコ 世界中小型成長株ファンド

愛称：

なすいろ

追加型投信/内外/株式

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

委託会社＜ファンドの運用の指図を行う者＞

いちよしアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第426号

受託会社＜ファンドの財産の保管および管理を行う者＞

株式会社りそな銀行

照会先

いちよしアセットマネジメント

電話番号：03-6670-6711

ホームページ：<https://www.ichiyoshiam.jp/>

（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで）

いちよしアセットマネジメント

検索

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社の概要

委託会社名 いちよしアセットマネジメント株式会社

設立年月日 1986年10月30日

資本金 490百万円

運用する投資信託財産の
合計純資産総額 315,286百万円

(2021年3月末現在)

商品分類及び属性区分

商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
追加型	内外	株式

属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券(株式、中小型株))	年1回	グローバル (含む日本)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページでご覧頂けます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。



一般社団法人投資信託協会ホームページ: <https://www.toushin.or.jp/>

投資信託協会

検索

- この目論見書により行う「いちよし・インベスコ 世界中小型成長株ファンド」の募集については、発行者であるいちよしアセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年6月28日に関東財務局長に提出しており、2021年6月29日にその届出の効力が生じています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。



ファンドの目的

当ファンドは、複数のファンドに分散投資を行う、ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1

この投資信託は、以下の指定投資信託証券への投資を通じて、主として、日本を含む世界各国の中小型株式を実質的な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- ・いちよし日本中小型株ファンド（適格機関投資家専用）
- ・インベスコ グローバル中小型株式ファンド（適格機関投資家限定）

※詳細については「投資対象とする投資信託証券の概要」をご参照ください。

2

投資信託証券への投資は、原則として高位を維持します。実質的な投資割合は、国内の中小型株式30%、海外の中小型株式70%を基本とします。

3

海外株式の運用は、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社が担当します。

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

米独立系運用会社インベスコ・リミテッド（世界20カ国以上の拠点で資産運用サービスを展開）のグループ企業。



主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。

分配方針

毎年9月28日(休日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配対象額は、委託者が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

追加的記載事項

◆投資対象とする投資信託証券の概要

※以下に記載されている各ファンドの内容等は、目論見書作成時点のものであり、今後変更されることがあります。

いちよし日本中小型株ファンド(適格機関投資家専用)

委託会社	いちよしアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行
実質的な主要投資対象・地域	日本国内の取引所に上場する中小型株式

インベスコ グローバル中小型株式ファンド(適格機関投資家限定)

委託会社	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行
実質的な主要投資対象・地域	日本を除く海外の取引所に上場する中小型株式

基準価額の変動要因

当ファンドは、主に投資信託証券への投資を通じて、実質的に内外の株式への投資を行いますので、組入れた有価証券の値動きにより、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

※以下の事項は、投資対象とする投資信託証券のリスクも含まれます。

価格変動リスク

- ・株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・新興国の株式は、先進国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・新興国の株式は、先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

（ご注意） 以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。



その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。

リスクの管理体制

コンプライアンスチェック

- コンプライアンス担当者が保有数量、売買状況等、評価損益率について日々モニタリングを行い、運用資産にかかる法令諸規則やガイドライン等の遵守状況ならびに運用リスクについての管理を行い、運用部門に対して、問題点の指摘・改善の指示が行える体制を採っています。

投資政策委員会（月次）

- 投資方針の決定及び毎月の運用状況の確認を行います。
- 運用パフォーマンスのモニター、評価に加え、コンプライアンス、リスク管理面からの評価、改善の必要性の有無を議論します。

コンプライアンス委員会、リスク管理委員会（月次）

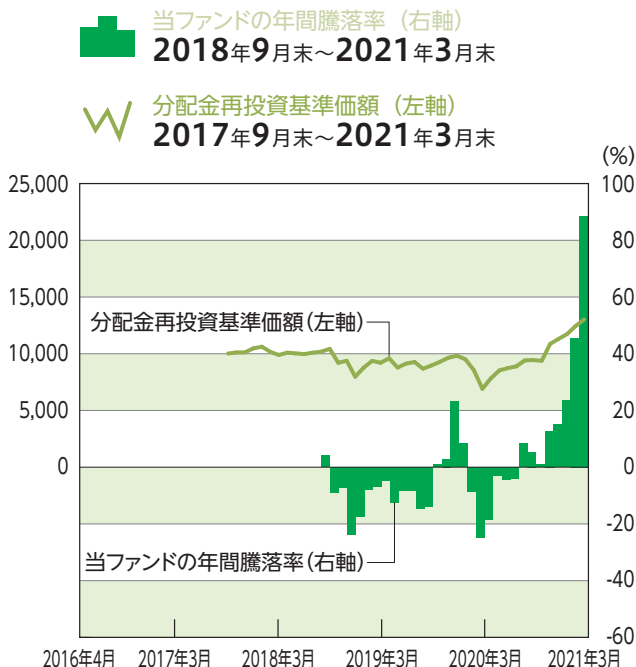
- コンプライアンス面では新しいルールや自社の検証事例、他社における問題等について、社内での周知徹底を行い、全体的なコンプライアンス水準の向上を目指しています。
- 運用リスク、オペレーションリスクを含めた各種のリスク面では、社内リスク情報をリスク管理委員会に集中させ、全社的なリスク管理体制の向上に努めています。

※上記体制は2021年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資リスク

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



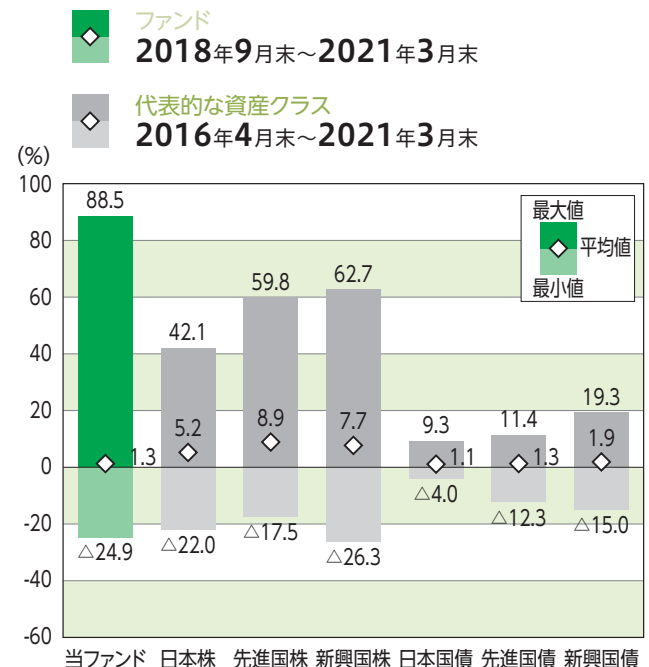
* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

* 年間騰落率は、各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI 国債 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース) J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

* 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

* 上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。



基準価額・純資産の推移

基準価額

13,023円

純資産総額

12,318百万円



※ 基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。

分配の推移

決算日		分配金
第1期	2018年9月28日	0円
第2期	2019年9月30日	0円
第3期	2020年9月28日	0円
設定来累計		0円

※ 分配金は、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

資産別構成比

資産	比率
いちよし日本中小型株ファンド(適格機関投資家専用)	30.0%
インベスコ グローバル中小型株式ファンド(適格機関投資家限定)	69.0%
コール・ローン等	1.0%
合計(純資産総額)	100.0%

■いちよし日本中小型株ファンド(適格機関投資家専用)

組入上位5銘柄

コード	銘柄	業種	組入比率
1 6754	アンリツ	電気機器	3.5%
2 9517	イーレックス	電気・ガス業	2.7%
3 6145	NITTOKU	機械	2.5%
4 6532	ベйкаレント・コンサルティング	サービス業	2.4%
5 3433	トーカロ	金属製品	2.2%

*組入比率は、いちよし中小型株マザーファンド純資産総額を100%として計算した値です。

*業種は東証33業種分類に基づきます。

■インベスコ グローバル中小型株式ファンド(適格機関投資家限定)

組入上位5銘柄

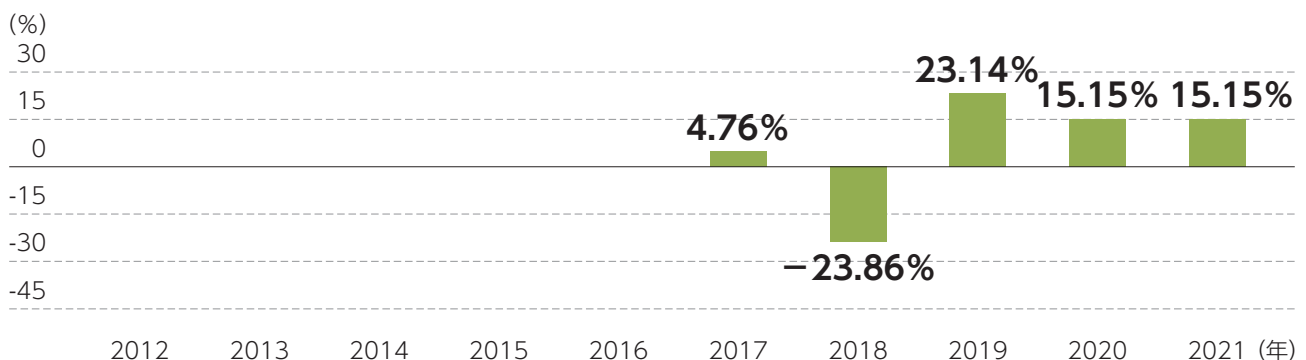
企業名	業種	国名	組入比率
1 ノルデックス	資本財	ドイツ	2.0%
2 シグニファイ	資本財	オランダ	1.7%
3 FFP	各種金融	フランス	1.7%
4 トラベル・アンド・レジャー	消費者サービス	アメリカ	1.7%
5 ナショナル・エクスプレス・グループ	運輸	イギリス	1.6%

*組入比率は、インベスコグローバル中小型株式マザーファンド純資産総額を100%として計算した値です。

*業種はGICS（世界産業分類基準）に基づきます。

年間収益率の推移

当ファンドにベンチマークはありません。



*2017年は設定日（9月28日）から12月末までの収益率です。2021年は3月末までの収益率です。

- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。



お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	1口単位として販売会社が定める単位 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金（解約）申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換 金 代 金	原則として換金（解約）申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	午後3時までには販売会社が受け付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2021年6月29日から2021年12月28日 （上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。）
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	販売会社の営業日であっても、購入・換金（解約）の申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所の休業日に該当する場合は、購入・換金（解約）の申込みの受付は行いません。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換 金 制 限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（解約）の申込み受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金（解約）の申込みの受付を取消す場合があります。
信 託 期 間	原則として2027年9月28日まで（2017年9月28日設定）
繰 上 償 還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決 算 日	毎年9月28日（休業日の場合は翌営業日）
収 益 分 配	年1回、毎決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	3,000億円
公 告	電子公告により行い、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページアドレス https://www.ichiyoshiam.jp/ ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎期決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

◆ファンドの費用

▶ 投資者が直接的に負担する費用



購入時・換金時

購入時手数料

購入価額に対し**3.3%（税抜3.0%）を上限**として、販売会社が定める手数料率を乗じた額です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

信託財産留保額

換金（解約）申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.3%**の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

▶ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用



保有時

運用管理費用 （信託報酬）

ファンドの日々の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

当ファンドの運用管理費用 （信託報酬）（年率）		年0.968%（税抜 年0.88%）
配 分	委託会社	年 0.275%（税抜 年0.25%）
	販売会社	年 0.660%（税抜 年0.60%）
	受託会社	年 0.033%（税抜 年0.03%）
投資対象とする投資信託証券*		年0.792%（税抜 年0.72%）程度
実質的な負担		年1.760%（税抜 年1.60%）程度

※ この値は当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加重平均した概算値です。今後、投資対象とする投資信託証券の変更や実際の組入状況等によって±0.05%程度変動する可能性があります。

■ 役務の内容

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

その他の費用・ 手数料

監査費用、目論見書等の作成、印刷、交付費用および公告費用等の管理、運営にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用等が、信託財産より支払われます。

※ 監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

※ これらの費用等は、運用状況等により変動するため、料率、上限額等をあらかじめ表示することが出来ません。



◆税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。



分配時

所得税および
地方税

配当所得として課税
普通分配金に対して20.315%



換金（解約）時および償還時

所得税および
地方税

譲渡所得として課税
換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 上記は2021年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

 いちよしアセットマネジメント